

消防団員定員・任免・服務等に関する内規

資料2

(目的)

この内規は、消防団員が地域での火災及びその他、あらゆる災害に対し地域住民の身体、生命、財産を守るために、迅速かつ効率的に現場活動が行える組織体制を確保することを目的とする。

1. 各階級別人員について下記のとおり定める。ただし団員は除く。

- 1) 団本部にあっては、団長1名、副団長4名とする。
- 2) 機動部にあっては、分団長1名、副分団長1名、部長1名、班長1名とする。
ただし、機動部の組織再編により、副分団長、部長、班長が2名以上になる場合について、団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3) 部にあっては、部長1名、班長1名とする。
ただし、部の組織再編により班長が2名以上になる場合について、団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2. 団員の任期等について

- 1) 班長以上の階級の任期については、最低2年とする。ただし、再任は妨げない。
降格による階級変更は認めない。ただし、心身の状況により職務の遂行が難しい場合、組織再編により分団長、部の部長が2名以上になる場合など、団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 2) ~~団長の任期にあっては、別に定める。~~
- 3) ~~団員の居住地は桜井市内とする。~~
~~ただし、団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。~~

3. 団員の再入団について

- 1) 再入団員の年齢制限は、18歳から~~45歳~~60歳未満とする。
ただし、団長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

附則

~~この内規は、平成25年11月1日より施行する。~~
この内規は、令和7年12月1日より施行する。